

関野平子二氏の法隆寺非再建論を駁す

喜田貞吉

去る二月、関野貞氏は、「史学雑誌」第十六編第二号に於いて、「法隆寺金堂、塔婆及び中門非再建論」を公にし、平子鐸嶺氏は、「国华」第百七十七号に於て、「法隆寺草創考」を公にし、一は建築物に対する実地調査の上より、一は古記録に関する研究の結果より、共に法隆寺の金堂、塔婆及び中門が嘗て火災に罹りたる事なく、現存の建築物は、聖徳太子建立当時の俛にして、其後、ただ、多少の修補を加えたる事あるに過ぎざるを論ぜられたり。

関野氏の「非再建論」は、此等の建築物が大化以前の高麗尺を使用せる事を論じて、精密なる尺度上の調査の結果を発表せられたる者にして、法隆寺建築物研究上、甚有益なる論文なりとす。平子氏の「草創考」の論ずる処は、頗る多岐に亘れども、其主眼とする所は、法隆寺再建論者が主要なる論拠となせる、「日本紀」天智天皇條の庚午年四月三十日夜半の法隆寺火災の記事は、「上宮聖徳太子伝補闕記」の推古天皇庚午年四月三十日夜半の斑鳩寺火災の記事と、其出処を一にし、ただ、編纂の際に、干支一運六十年を誤りて記入したるものなるべき事を論ぜられたる者にて、其卓見、甚敬服すべき者なりとす。余輩は、実に、二氏の所論の有

益なる事、卓見なる事を疑わず、余輩が二氏の論文によりて啓発せられたるところ多きは、実に、二氏の賜として、深く之を謝す。然れども、之と同時に、余輩は、二氏の論結が、斉しく過失に陥りたるが為に、折角の有益なる、卓絶せる研究に、瑕瑾を与えて、余輩をして、敢て、此駁論を起草するに至らしめたるを惜まざるを得ず。

二氏は、斉しく、其かねて信ずる所に偏して、知らず知らず、前提過誤の誤謬に陥られたるなり。関野氏の論結は、「高麗尺は大化以後に於て、決して建築上に応用する事なし」との前提を予想したる者なり。此点に關して、氏は、多少考察を費されたれども、而も未だ尽さざるの譏を免れざるなり。此事後に
弁ぜん。平子氏の論結は、

「日本紀と補闕記とに於て、説を異にする場合には、日本紀の方必ず誤謬なり」との前提を予想したる者なり。而して、氏は、「日本紀」が、屢誤謬を伝え、「補闕記」の、時に頼るべきある事を論ぜられたる外は、此点に關して、全く、考察を闕かれたり。二氏の所論の結果の、非再建を証するに足らずとする者、實にここにあり。されば、余輩は、はじめ、二氏の所論の、有益なり卓見なる部分のみ採りて、其結論に重きを置かず。而して、世人も亦、必ず、しかあるべきを信じたりき。忌憚なく云えば、二氏の結論に賛同するものは、斯道学者中には、なかるべしと信じたりしなり。図らざりき、「史学雑誌」記者が、二氏の説に賛同し、之を以て、本邦美術史界の一大疑問を解決し得たりとなすあらんとは。

「史学雑誌」は、斯界の泰斗として、世人の、最も其記事に重きを置かんとするものなり。而して、如上の言をなす。世の深く思わざるもの、豈、之に雷同附和するものなしとせんや。余輩、未だ、筆を以て、法隆寺

の建築に関する所見を公にしたる事なしと雖、かねて、「日本紀」の記事に重きを置き、其他幾多の論拠よりして、右等の建築物の、必ず罹災したるべきを確信するもの、いづくんぞ、之を傍觀するを得ん。即ち匆卒筆を走らして、駁論一篇を草す。余輩、豈、徒らに、二氏が定説の名を傷けんとする者ならんや。余輩をして、好んで辯を弄する者となすなくんば幸なり。

一、尺度は以て大化以後の建築にあらざるを証するに足らず。

関野氏は、記録上の争は畢竟水掛論に過ぎずとして、実物上より、三箇條の、非再建の証迹とするものを提出し、而も、此等は、古代美術の形式に通曉せざる者は、恐くは首肯し難かるべしとて、更に、尺度に関する研究を提出せられたり。氏自ら信ぜらるる如く、右の三箇條は、実に、未だ、余輩をして首肯せしむるに足らず。然れども、氏も、已に之を自認せらるる以上は、余輩亦、之に対して、多辯を費すの要なかるべし。ただ、尺度に関する一箇條は、氏の新研究として、事甚単純にして平凡なりと雖、而も、よく、再建論を根底より打破し、恐くは何人も、異議を挟むの餘地なかるべしと確信せられたるものなり。されば、余輩は先ず順序として、尺度の非再建を証するに足らざる所以を論ぜんとす。

関野氏は建築物の柱間の寸尺を測りて、法隆寺の金堂、塔婆及び中門が、他の飛鳥時代の建築物と同じく、之を高麗尺によりて度れば完数を得べく、唐尺によれば完数を得がたきの結果を得られたり。而して、更に、金堂及び塔婆の衰階の広さ及び柱間の寸尺に關しても、潜心攻究の結果、之は、他の寧樂時代の建造物と同じ

く、唐尺によりて完数を得べき事を発見せられたり。即ち、金堂、塔婆、中門は、何れも、建築の際、大化以前の高麗尺を使用し、裳階は、大化改正後の唐尺を使用して増築せしものなる事を発見せられたるなり。之れ、実に、法隆寺建築に関する有益なる研究にして、余輩は之を、専門学者の報告として、敬重し、悉く之を信用す。然れども、大化以前の高麗尺を用ひたるが故に、其建築物が大化以前の物なりとの論結に至りては、遺憾ながら、之に賛同する能わざるなり。

氏曰く、

(一) 金堂五重塔の寸尺が高麗尺を以て計画せられ、唐尺に合はずとせば、

(二) 少くも、此等の建築は大化以前に造られしものならざるべからず、

(三) 論者或は曰わん、焼失後、当初の礎石により、旧形の如く再建せば、柱間の寸尺が高麗尺に合するは不思議の事にあらずと。然り。此場合に於ては、明に礎石の存せる初層は或は当初の者と同様なるを得べけん。然れども、金堂の上層、塔婆の二層以上は、新製の唐尺を以て構造したるべければ、高麗尺に合して、唐尺に合せざるの理由あるべからず。

(四) 論者又曰わん。近江朝の大化を距る事遠からず、故に、改革以前の尺度亦民間に存し、加うるに、度地には、当時、猶、高麗尺を用いたれば、法隆寺の如き旧尺を以て作られし者を再興するには、亦、旧尺を使用する便宜なるを以て、之によりたるならんと、然れども、単に礎石の關係より、塔堂の全部に向つて、特に、旧尺を襲用せざるべからざるの利便果たして何くにありや。

(五)況や、官の大寺を造営するに当り、制度を無視して、旧尺を使用するが如き、万々あり得べからざる事なるに於てをや。

大意
摘要

右の(二)は氏の結論にして、(一)、(三)、(四)、(五)は、この結論を生ずる前提を構成する者なり。之を、図を以て示せば、

官の工事には必ず当時の制度の定むる尺度を用ふべし(五)……若し礎石の関係より、第一層に高麗尺を使用すと仮定するも、第二層以上に迄、之を及ぼさざるべからざるに利便なれば(四)……若し金堂が大化以後の建造ならんには、第一層は、ともかくも、其他には、必ず唐尺を用いたるなるべし(三)……

前提の一

然るに、金堂等には唐尺を用いずして全部高麗尺を使用したり(一)……

前提の二

故に、金堂等は、大化以前の建造ならざるべからず(二)……

結論

となるなり。この論や、その形式に於て間然する所なきも、確に、前提の一に於て誤謬をなせり。何となれば、氏は、先ず、官の工事に、制度を無視して旧尺を使用する事、万々あるべからず(五)……と論ずと雖、氏は亦、一方に於て、五重塔の裳階の柱は、悉く元禄年間元禄年間の改造なれども、旧礎石の位置に立てられたるものと仮定して、寸尺を測り、其の結果、尚、旧によりて、唐尺を使用せる事を認められたるにあらずや。元禄

の造営は、厳格なる意味に於て、官の工事とは云い難しと雖も、徳川家が、公然、之を行い、現に葵の紋所をさえ使用する程なるに、明に当時の制度を無視して、奈良朝の唐尺を使用せるなり。之れ氏の自ら証明せらるる所にして、旧建築物を復旧する為には、必しも、厳密に当時の尺度によるを要せざる事を示せるものなり。従つて、氏の議論(五)は氏自ら抹殺せるものと云わざるべからず。蓋、尺度の制たる、班田租庸調等の為に、最も必要なるものなれば、田地を度り、調布を度るが如き場合には、必ず、制度通りに履行したるに相違なしと雖、全く利害に何等の關係なき場合にありては、之を使用する事固より可なれども、時として之を使用せざる事あるも亦可なり。奈良朝の建造物たる東大寺の法華堂等が、唐尺によれるは、固より可なれども、同時に、法隆寺を復旧するに、高麗尺を使用したりとて、何の不可あらん。近き例を以て之を喩えんに、明治の制度は円、銭、厘を以て錢位を計算す。故に、徵税に於ては、必ず之を履行し、普通の場合に於ても、一般に之を用うと雖、今、尚、魚市場、青物市場等に於ては、大抵、徳川時代の制度たる貫、文等の錢位を称し、従つて、東京にては、魚屋、青物屋等の店頭に、常に何百何十文の立札を見るにあらずや。茶の価格を称するに、徳川時代の銀相場を用うるも、亦此類なり。錢位の如き、使用の最も繁雜なる者に於てすら、斯の如し、況や尺度をや。而も、之を疑わずして、ひとり、法隆寺建築物の尺度をのみ疑わんとするは、公平なる見解にあらざるなり。

氏も(三)、(四)に於て、第一層が礎石の關係より、唐尺を用うる場合の仮定を許されたるを見れば、(五)は、其実、重きを置かれたる者にあらざるべし。

次に、氏は、単に礎石の關係より、堂塔の全部に向つて、特に、旧尺を襲用せざるべからざるの利便何れに

ありや(四)……と論ぜられたれども、勿論、同一時に、同一の工事を行うに当りて、二様の尺度を混用するは、頗る煩雑にして、不便たるには相違なし。固より、礎石ある第一層の外、高麗尺を使用すべからずとの事ならば、此位の不便は忍び得べき程度の不便にして、同一の尺度を使用するの利便は、「特に旧尺を襲用せざるべからざる」程の利便にはあらざるべしと雖、已に、之を復旧するに於て、第一層に高麗尺を使用したりと仮定せんには、上層にも、之を及ぼすに於て、何の憚る事かあらん。已に憚る所なしとすれば、特に、煩雑の不便を忍んで、上層は、当時の制度に従い、下層は礎石によりて、同時に区々の尺度を使用すべき理由あるべからず。常識を以て計るに、斯の如し。裳階は再建と同一時の工事と解せざるべからずの理由なし。故に裳階に唐尺を使用したるの一事は本論に関係なし。

最後に、氏は、第一層は旧尺によれりとするも、上層は必ず当時の制度によりたるものならざるべからず(三)……と論ぜらるれども、この議論は、右に辯じたる所を以て自ら消滅すべければ、更に辯を費さず。要するに、氏の議論の前提の一は、明に、過誤に陥れるなり。其結論の正しからざる、一にこれによりて来る。竊に思うに伊勢神宮の御造営は一に旧式に準拠せらるるものなりと漏れ承る。其尺度は、現今の者なるか、旧時の某種の尺度を使用せらるるものなるか、未だ之を詳にせずと雖、若し旧時の尺度を使用するものと仮定したりとて、之が為に現今の宮殿を以て、明治の御造営にあらずと論定する者なかるべし。これ亦、考え合すべき一例なりと信ず。

されば、関野氏の新研究は、法隆寺の金堂、塔婆、中門の、高麗尺の使用を証せられたる迄に止まり、其以

上に及ばざるものとす、而して、旧の様式に準拠したるものなりとは、従来、再建論者の齊しく唱導する所にして、氏の新研究の結果と、何等の抵触する所ある事なし。故に曰く、尺度は、未だ、以て、非再建を証するに足らざるなりと。

一、干支一運誤謬の説は、天智天皇九年の罹災を否定するに足らず。

平子氏が「国華」誌上を以つて公にせられたる「法隆寺草創考」は、関野氏の所謂「記録上より建てたる非再建説」にして、其着眼奇抜、甚敬服すべきものとす。其主眼とする所は疑もなく、「日本紀」天智天皇九年條の

夏四月癸卯朔壬申三十日、夜半之後、災法隆寺、一屋無餘、大雨雷震

とある句を抹殺するにあるや明なり。氏の着眼の奇抜なる所、実に、ここにあり。氏曰く、「聖徳太子伝補闕記」に、

庚四十七午年四月卅日、夜半、有災斑鳩寺

とあり、その干支、月日、時刻まで、盡く、「天智紀」九年の記事と一致す。蓋、「書紀」は、その輯録の際に、この事実を、干支一運の誤をなして記入せるなり。その「一屋無餘、大雨雷震」の如きは、これ全く、輯録に際して、編纂者が漢様に誇張せる舞文のみ意摘大と。

之れ実に氏の新発見なるべし。余輩は、氏が、書を読むに方りて、用意の周密なるに敬服せざるを得ず。

然れども、氏は、直ちに、干支一運誤謬の見解を以て、誤を「日本紀」に歸し、甚しく之を批難して、

訛誤に加ふるに、猶、この潤飾を以てす。その罪や軽からずと云ふべし。而も補闕記なくんば、遂に之を看破する事能はざりしなり。豈怖をなさざるべけんや。

と云わる、余輩、「日本紀」を尊重し、殊に、天智紀の火災の記事を確信するもの、斯学の為、豈一言なかるべけんや。

干支一運の誤謬の新発見は、永く氏の名譽として尊重すべし。若し、強て辨を弄する者あらんには、法隆寺は推古の朝と、天智の朝と、干支一運を夾んで、同月日時に、再度災ありしものとも云うなるべし。時の暗合は、絶無なるべからざればなり。然れどもこは強辯たるを免れず、余輩は、平子氏の新発見の説を尊重して、二者同一資料に出ずるの説に従わんとするなり。而も、余輩は、不幸にして、平子氏の結論に賛成する能わず、却つて、「日本紀」の記事を信じて、「補闕記」の記事を排斥せんとするなり。此点に於て、余輩の所見は、平子氏の諸説と、全く相違す。

氏は、先ず、「補闕記」の性質を明にするは無用の業ならじとして、本書編纂の資料たる「調使膳臣等一家記」の、「書紀」纂輯以前の者にあらざりしかとの想像氏自らもかく云うを掲げ、

今この「補闕記」を見ても行くに、(行文はとにかく) 事實は、如何にも、国史又は他の古記に見ざる古伝と思わるるもの多く、殊には、上宮太子の薨御を、壬午年二月廿二日庚申といいて、「書紀」等の誤伝によらず、天寿国曼荼羅銘文、法隆寺金堂釈迦後光銘文に契合し、その年立の如きも、「法王帝説」に合えるを

見れば、以て、深くよるに足るべき者あるを知るなり。かくて、この「記」の謄写すら、八百年に近き吉書なりと云うにあらずや。

と説きて、氏が此書の記事を信用する所以を明にせられたり。而して、氏は、この「深くよるに足るべき者あるを知る。」との論断よりして、直ちに、「日本紀」と「補闕記」との矛盾せる記事に関して、是非を判ぜらる。前提の誤謬は、明に此所にあり。今、仮りに、「補闕記」を以て、「日本紀」以上に信用すべき価値ありとなさ、んも、「補闕記」のあらゆる記事が、「日本紀」の、これと異なるあらゆる記事を訂正すべしとは言い難かるべし。況や、余輩の見る所によれば、「補闕記」は、決して、氏の如く、之に重きを置くべきものにあらざるをや。「補闕記」の性質を明にするは、余輩に取りて、亦、無用の業にあらず。よりて、先ず、氏の例に倣い、聊か之を辨ぜんか。

忌憚なく余輩の「補闕記」に関する所見を云わば、その行文はとにかく、事實に於ては、普通の太子伝と同じく、荒唐無稽、殆ど取るに足らざるものなりと言わんとす。然れども、こは、宗教の信仰に基けるものにして、もと、史家の関すべき所にあらざるなり。史家の見る聖徳太子には、金人母胎に宿り、生後数月善く言い、三歳人の教えざるに南無仏を唱え、居ながらにして隋国に経を求め。三日富士に登りて帰るが如き種類の奇跡を許さざるなり、但、此記事あるが為に、余輩は、此書の価値を上下せんとするにはあらず、余輩が此書の価値を云云するは、かかる奇蹟以外にあり。平子氏は、本書中、国史又は他の古記に見ざる古伝と思わるるもの多しと云われたれども、余輩は、未だ、其多きを見ず。却つて本書伝うる所、「日本紀」「法王帝説」等

と異なるものありては、古伝としては多く、信用すべからざるものなるが如し。試に二三の例を示さんか。本書には、太子自ら矢を放つて、守屋を榎木より射落すとあり。而して「帝説」には、単に太子が四天王に祈りし事のみを記し、「日本紀」には、迹見赤檮が守屋を射殺せし事を明記せり。事情をはかるに、十四歳の太子が、自ら戦線に出でて、守屋を射落したりとは信じ難きにあらずや。

本書には、片岡の飢人の、「いかるがの富見の小川の絶えばこそ、我おほきみの御名忘れえぬ」の歌を詠めりとせり。而して「日本紀」には之を伝えず、「帝説」には、此歌を、太子薨時に巨勢三杖大夫の詠ぜしものとせり。歌の意を解するに、果して、何れか信すべきや。

本書には、馬子等七大夫太子の所為を譏りて、自ら飢人の墓を見るとなす。「日本紀」には、近習者となす。両説の真偽辯ぜずして明ならずや。

本書には、所謂調使曆の年齢を記して、己巳年天智天皇八年に八十四歳に死せりとし、而して、聖徳太子十三歳の

丙午年用明天皇元年に十八歳を以て舍人となれりとす。丙午に十八歳ならば、己巳には、百一歳なり。本書の紀年の杜撰往々此類なり。丙午十八歳と己巳八十四歳とは、もと、異説にして相容れざるもの、「太子伝曆」明に之を區別す。「補闕記」の著者之に心づかず、両説を総合して文をなせるなり。杜撰と言わざるべからず。

本書には太子が山城楓野村を見て、此地必ず後世建都の地たるべき事を豫言せられたりと記せり。こは必ず、平安遷都後に起りたる妄説なるべく、これを採録せる本書の時代が、平安遷都を下れる代なる事を示し、兼て、本書の価値を示せるものにあらずや。

余輩は、もと、重きを「法王帝説」に置かず。今は本論に關係なしが
ければ詳説せず。而も、本書の価値が、其「帝説」よりも数等以下にあるを見る。本書の材料の一部たる「調使膳臣等一家記」が、「日本紀」以前の古書なりとするも、それは、

亦、「日本紀」編纂の一資料たりしものなるべく、然らざるも、「日本紀」編纂に際しては、今日の史家が僅に有する古史料よりも、甚豊富なる史料によりて、彼此を比較し、選択したるものなるべく、此故のみを以て、必しも、「補闕記」が「日本紀」以上にありとは云い難し。太子の薨年が、当時の銘文に符合するは、資料が是に出でし爲にて、之を以て、亦、必しも本書の価値を云つべからざるなり。

かかる史料として価値少き「補闕記」の、

四十四 庚午年四月卅日、夜半、有災斑鳩寺

の條を以て、之を「日本紀」の記事と比較せんには、須らく、慎重なる研究を積まざるべからず。今、本書を見るに、曰く、

四十四 丁丑年四月八日、太子講説勝鬘經、云云

四十六 太子己卯年十一月十五日、巡看山西科長山本陵処、云云

四十七 庚午年四月卅日、夜半有災斑鳩寺、太子謂夫人膳大郎女曰、云云如太子馬、其毛烏斑、太子馭之、凌空諱

雲、云云

四十八 辛巳年十二月廿二日斃、太子愴之、造墓葬、云云

以上の文を見るに、太子四十七歳の條の馬に関する記事は、直に、四十八歳の文に続き、離るべからず、而して、「夜半有災斑鳩寺」の文と、其次の「太子謂夫人、云云」の文とは、連続せず、而も、夫人との談話以下の記事を、四月三十日夜半の事とも見ることも得ず。此間何等かの錯簡あるが如し。且つや、辛巳の前年は庚辰にして、庚午にあらざるなり。平子氏は之を解し、

庚午年は推古天皇十八年にして、肩註四十七は三十七の誤謬なり

となせり。然れども、本書は、年の順を以て記事を排列せるものなれば、太子四十六歳と四十八歳との記事の間に、三十七歳の記事を許さず。況や、この四十七歳の條の記事は直ちに四十八歳の記事に接続して、離すべからざるものなるおや。されば、此條は、「四十七」が「三十七」の誤なるにあらずして、「庚午」が「庚辰」の誤謬なりと断ぜざるべからず。即ち「補闕記」には、推古天皇の二十八年にも、同月日時に、斑鳩寺に災ありしとの一異説を伝うるものと言わざるべからず。然れども、これ固より信ずべからざるものなり。論者或は云わん、「補闕記」庚午の條の記事は、もと、本書中、太子三十七歳に相当する所にありたる文句なるを、肩註に、誤りて「四十七」とせし為に、後人、私に、位置を改めたるものならんと。之れ不可能の事なり。本書を見るに、

太子生年卅六、己巳四月八日、始製勝鬘經疏、辛未年正月廿五日了。

壬申年、云云

とありて、何れも連続したる文なれば、文の結構上、其間に庚午^{#七}年の記事を容るるの餘地なし。況や、四十七年の記事は、直ちに四十八年の記事に接続するものなるおや。されば、若し、論者の説を是認せんには、文の結構に大改削を加えたるものなる事も是認せざるべからず。然れども、これ、実に不可能の事にあらずや。要するに「補闕記」の文の結構は、当初よりして、今見る如き者なりしなるべし。而して、夫人との談話及び馬の記事は当初より、太子四十七歳の條にありしなるべし、然るに、四十七歳の庚辰を庚午と誤りしより、著者の不注意よりしてか、後人の生さかしらによりてか、其由来の何れにあると知らざるも、とにかく、不用意にも、「庚午火災」の記事を或る古書より取りて、ここに書き加え、為に、前後連続せざる如き文章となりしものなるべし。而して、余は此「庚午火災」は、実は天智天皇九年の事にして、「補闕記」は、其干支一運を誤り、而も、干支の誤謬に心づかずして、不用意にも、推古天皇二十八年の條に之を記入せしものと解するなり。

干支一運の相違の説は、実に平子氏の卓見なり。而して、余輩は、此卓見を籍りて、却つて、天智天皇九年庚午火災の説の古伝なる事を側面より証明し、再建論者の説を重からしむるを得べきを思う。ともかくも、「補闕記」は史料として価値少き書なり。殊に、庚午火災の記事に関しては、最も信すべからざるものとす。推古朝斑鳩寺火災の説を伝うもの、尚他にもあり。「聖徳太子伝暦」、「扶桑略記」の如き、之なり。

「伝暦」には、

又説、庚午年四月三十日夜半、災斑鳩寺、而曆録不記。此年。是。推。古。天。皇。十。五。年。矣。

とあり。つらつら、この記事を見るに、「伝暦」著者は、庚午火災の説を疑いて、本文には之を除きたれども尚、捨つるに忍びずして、一説として掲げたるなり。而も、此説、「伝暦」著者の抛りし史料には、単に庚午とのみありて、何時の庚午ともなかりしにより、「伝暦」著者は、之を推算して、而も推算を誤りて推古天皇十五年なりと註せしものなり。

「扶桑略記」の著者は、更に、この「伝暦」の註に誤られて、明に、推古天皇十五年の條に記入し「扶桑略記」著者が、是も用するものなる事は、嘗て、本誌第十四編第二号に於て論じ置けり。干支をさえも改めて、

十五年丁卯。四月三十日夜半、斑鳩寺火災

となせり、最も笑ふべし。即ち、庚午火災の史料は、「伝暦」によりて、一度誤られて推古朝の事となり、「略記」によりて、再度誤られて、全く庚午の紀年をさえも失うに至りしなり。顯真本「古今目録抄」裏書小杉博士「徴古抄」によるには、「伝暦」の説を駁して、

或説云、庚午歲鷓鴣寺燒、推古天皇十五年云云。十五年此誤也。庚午歲者推古天皇十八年也。更不用云云

とあり。即ち、寺にては、十五年にもあれ、十八年にもあれ、推古朝庚午火災説を用いざる事を示せるなり。「聖徳太子伝抄助義」と云う書に法隆寺にて、金堂等の火災に罹りし事なき旨の記事ありとの事なれども、該書の価値甚疑わしく、殊に本論に関係なければ、今、引用せず。法隆寺の所伝というもの、誤謬甚だ多ければ、寺に推古朝火災論を用いずとの事も、之のみを以て、唯の論拠とは為難し。暫く傍証に供うるのみ。

之を要するに、平子氏の推古朝庚午火災説と、天智朝庚午火災説と、其出所を一にすとの説は、最も信ずべ

きものなれ共、之を以て、推古説を探り、天智説を排せんとするは非なり。今、余輩は更に進んで、平子氏の創見に籍り、一切の推古朝火災説を排して天智朝火災説を成立せしめんとす。

「日本紀」と、「補闕記」との価値の比較は、前に述べし如くにして、平子氏の結論の成立せざる亦前に論じたるが如くなれども、更に、天智朝火災説を成立せしめんには、単に其書全体としての価値のみを以て論ずべからず。智者にも千慮の一失あり、愚者にも時に採るべき事あり、俗書亦真を伝つる事なしとも限らざればなり。依て、該書の価値以上に、別に、記事其物に就きて、考察せざるべからず。

(一)、庚午四月三十日夜半に火災ありたるの記事は旧記によれるものにして最も信すべきものなる事。

(二)、右の庚午を以て推古朝のものなりとする記事は、何れも、矛盾誤謬を以て充たさざる事。即ち、「補闕記」には、庚午を推古天皇二十八年と誤り即ち太子三十七歳の時又、「伝暦」には同十五年と誤れるの類「扶桑略記」に至りては更に齒牙をかくるに足らず。

(三)、法隆寺にては推古朝庚午の災を認めざる事。

以上の三箇條は、已に論じたる所によりて明なり。依て、更に、

(四)、天智朝庚午火災の「日本紀」の記事は疑うべからざる事を論ぜん。

「日本紀」の紀年に誤謬多き事は、実に、平子氏の言の如し。往々にして、舞文を弄したる形迹ある、亦平子氏の言の如し。然れども、それも、時と場合とによるものにして、一概には云つべからず。「日本紀」の成れるは養老四年にあり、天智天皇九年を距る事、僅に五十年。其記事は、今日にして、安政二年の事を記する

が如きなり。特に古老ならずと雖、いふとも當時を目撃せしもの甚多く生存すべきにあらずや。而して、其記事の目的物は天下第一の大寺にして、場所は、当時の帝都を去る僅に二里許、而も、勅撰の書に、其寺の大変事を記するに於て、如何ぞ、紀年六十年を誤まり、絶大の舞文を弄するを得んや。或は利害の關係にてもある事ならんには、故意に詐偽を伝うる事ありと推測するを得べけんも、法隆寺の焼けたると、焼けざると、これが五十年前なると、百十年前なると、何等利害の關する所なきに、かかわ拘らず、寺の僧侶を始め、世間にも、當時を目撃したるもの、多く生存し、恐くは、「日本紀」の撰者たる舍人親王、太安麻呂なども、天智天皇九年の事は、自己出生後なるべき兩人の年齢未だ調査し得ねどに、如何ぞ、かかる甚しき紀年の誤謬を成す事あらんや。又小災を記するに、舞文を弄して、「一屋無餘」等の文字を用い、現に之を目撃したるべき多くの人々の前に、なんぞ世を欺く事を成さんや。されば、「日本紀」天智朝庚午火災の記事は、最も信すべき理由ある者とす。

庚午年火災の説は古伝にして、確實なり、而して、法隆寺創建以来、「日本紀」秦上迄に、庚午年は、推古天皇十八年と、天智天皇九年との二回より外にはなく、而も推古朝となす説何れも矛盾誤謬を以て充たされ、天智朝となす説、最も信すべき理由ありとすれば、天智天皇九年庚午に、法隆寺に火災あり、而も、一屋餘すなきの大火災なりし事は、絶対に信すべきものならずや。

終に臨んで、二氏の研究と創見とが、余の駁論の為に、寸毫の価値を減ぜざる事を明記して、其の斯界に於ける功績に対し、満腔の敬意を表す。

附言。

以上論じたる所を以て、両氏の所論の主眼とする所に関しては、所見を陳べ盡くしたりと信ず。其他、二氏が、以て傍証？となすが如き諸説は、或は、従来屢繰り返されたるもの、或は、自ら重きを置かれざるものの如きを以て、繁を厭いて、今、辨ぜず。此等は、一切の非再建論者の論拠とする諸説と共に、来。四。月。発。行。の。「歴。史。地。理。」の誌上に於て、盡く。辨。駁。し、更。に、自。己。の。罹。災。再。建。に。関。す。る。意。見。と。共。に、発。表。す。べ。し。

(明治三十八年四月「史学雑誌」第一六編第四号)

- 底本には、『明治文学全集』第七八巻「明治史論集21」(筑摩書房昭和五十一年)を使用した。
- 適宜振り仮名を追加した。
- 旧漢字は新漢字に、旧かな使いは新かな使いに変更した。
- PDF化にはLATEX 2_εでタイプセットを行い、dvipdfmxを使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

<http://fomalhaut.web.infoseek.co.jp/sciencelib.html>

「科学図書館」に新しく収録した文献の案内、その他「科学図書館」に関する意見などは、

「科学図書館掲示板」

<http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs>

を御覧いただくか、書き込みください。